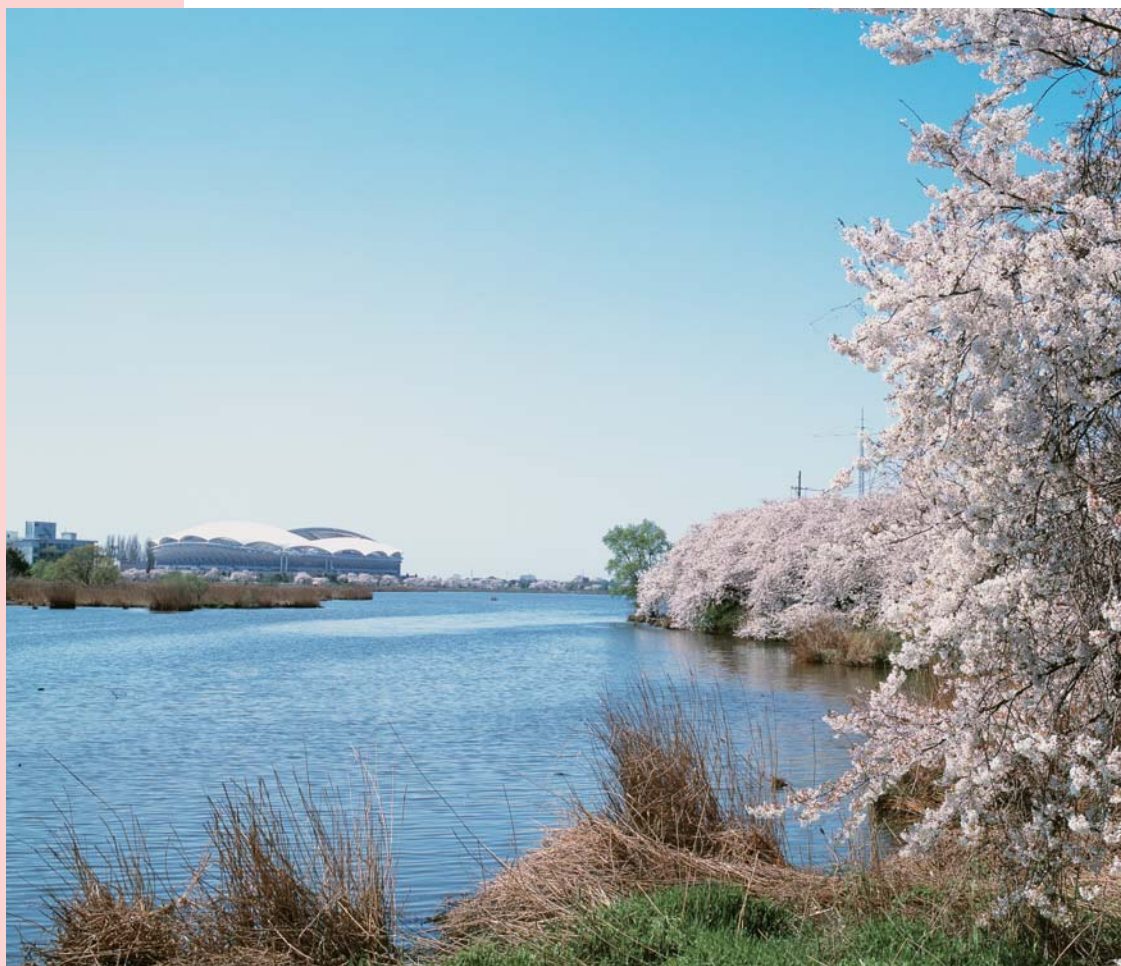


にしがた



水のある風景 ▲春の鳥屋野潟〈新潟市〉

社会保険料は納期限内に納めましょう

Contents

- 平成19年4月から70歳以上の被用者の雇用、退職、報酬の届出が必要になります
- 新潟市の区制移行に伴う事業所所在地表示などの確認について
- 生活習慣病予防健診を受けましょう

『ねんきんダイヤル』

年金請求などのご相談は…

0570-05-1165

イイロウゴ

年金をお受けになっている方
のご相談は…

0570-07-1165

イイロウゴ

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> 社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

【職場内で回覧しましょう】

適用事業所にお勤めの70歳以上の方について

～各種届出が必要となります～

平成19年4月より、適用事業所にお勤めの70歳以上で年金を受給されている方についても、60歳代後半の在職老齢年金の調整の仕組みが適用されることとなりました。

事業主の皆様には、70歳以上の被用者に関する各種届出の提出を管轄の社会保険事務所をお願いいたします。

改正の
ポイント

- 年金額調整の仕組みは、現行の「60歳台後半の在職老齢年金制度」と同じです。
- 施行日（平成19年4月1日）において70歳以上の方には適用されません。
- 事業主は、70歳以上の在職者の報酬及び賞与の届出が必要です。
- 在職中であっても、70歳以降は厚生年金保険料の負担はありません。

対象となる方 次あげる要件にすべて該当する方

- ・ 昭和12年4月2日以降にお生まれの方であって、70歳以上の方
- ・ 厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方であって、勤務日数及び勤務時間が一般の従業員の4分の3以上の方
- ・ 過去に厚生年金保険の期間がある方

提出する届出書類

- ◆ 上記に該当する方を新たに雇用したときや、70歳に到達し引き続き雇用したとき
「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」
- ◆ 上記に該当する方の報酬に変更があったときや賞与の支払いがあったとき
「厚生年金保険70歳以上被用者月額変更・賞与支払届」
- ◆ 7月1日現在で上記に該当する方を雇用しているとき
「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」
- ◆ 上記に該当する方が退職することとなったとき
「厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」
- ◆ 上記に該当する方が2カ所以上の事業所に勤務することとなったとき
「厚生年金保険70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」

従業員の皆様へご周知いただきますようご協力をお願いいたします。

適用関係届書の 様式が変更されます

平成19年4月より、資格取得届などの届出の様式が、正副2部複写から単票様式に変わります。

この様式変更により、変更となる届書の「確認・決定通知書」については、社会保険事務所で作成し、送付することとなります。

なお、従来の2部複写の様式も記入項目に変更はありませんので、引き続き使用できます。

<単票様式に変更となる届書>

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者月額変更届
- 被保険者月額算定基礎届
- 育児休業等取得者申出書
- 育児休業等取得終了届
- 育児休業終了時報酬月額変更届
- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- 養育期間標準報酬月額特例終了届

～社会保険事務所からのお願い～

新潟市の区制移行に伴う事業所所在地表示等の確認について(お願い)

新潟市の政令指定都市移行に伴う事業所所在地、被保険者住所については、既にお知らせをさせていただいているとおり、社会保険事務所で一括して変更処理を行うので、届出等については不要ですが、以下のとおり、**正しく変更されない場合がありますので、確認等についてご理解とご協力をお願いします。**



- 1.社会保険事務所での一括変更処理については、郵便番号を基に行いますので、**一つの郵便番号が二つの区に分かれてしまうような場合等は、正しく変更されない場合があります。**
- 2.**事業所所在地**については、同封の納入告知書に記載されている事業所所在地をご確認いただき、正しく変更されていない場合は、恐れ入りますが、管轄の社会保険事務所の業務課までご連絡願います。
- 3.**被保険者住所**については、被保険者の方のうち上記「1」のような地域にお住まいの方がおられる場合等は、「住所一覧表提供事業」をご活用いただきますようお願いいたします。
(「住所一覧表提供事業」の詳細については、社会保険庁ホームページに掲載されていますので、ご確認いただくか社会保険事務所にお問い合わせください。)

健康保険

厚生年金保険

の手続きはお済みですか?

従業員を採用したときは

「被保険者資格取得届」を5日以内に管轄の社会保険事務所に提出してください。
資格取得日は入社日です。試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日になります。

被扶養者に異動があったときは

「被扶養者(異動)届」を5日以内に管轄の社会保険事務所に提出してください。
被扶養者が就職した等で、被扶養者から外れる場合は、健康保険被保険者証を必ず添付してください。

被保険者の住所が変わったときは

- 「厚生年金保険被保険者住所変更届」を速やかに管轄の社会保険事務所に提出してください。
- 70歳以上の方…厚生年金保険の被保険者となりませんので、上記の届出書の提出は不要ですが、受けている年金の住所変更手続きは必要です。
 - 届出前のチェック…変更後の郵便番号と住所のフリガナを忘れずに。

従業員が退職したときは

- 「被保険者資格喪失届」を5日以内に管轄の社会保険事務所に提出してください。
- 届出前のチェック…健康保険被保険者証(本人・被扶養者全員分)と健康保険高齢受給者証(該当者)を忘れずに添付してください。資格喪失の日は、退職した日の翌日になりますので正しく記入してください。

国民年金の種別変更もお忘れなく(20歳から60歳未満の方へ)

会社を退職したときや、被扶養者であった方の配偶者が退職したときなどは、国民年金の届出が必要です。忘れずに届け出してください。

- 国民年金保険料の納め忘れはありませんか?
保険料を納められる期間は2年間です。新規採用者の方にもお知らせください。

平成19年度 | 政府管掌健康保険

生活習慣病予防健診のご案内

新潟社会保険事務局

みなさまが加入する政府管掌健康保険では、保健事業の一環として生活習慣病予防健診と保健師による事後指導を実施しています。

**申し込みは
お済みですか？**

新潟県では約14万人の方が生活習慣病予防健診を受けています。40歳以上の被保険者の健診実施率は45%となっています。この健診は生活習慣改善指導を受けることを希望する場合は35歳から受診できます。また、**任意継続被保険者の方や、40歳以上の被扶養配偶者の方も**受診できますので、早めにお申し込みください。

●健診費用及び本人の負担額が一部変更になりました


種類	本年度対象となる方	検査内容	本人負担額 表示価格はすべて税込みです
一般健診	① 40歳以上の被保険者及び被扶養者である配偶者で受診を希望する方 ② 35歳以上40歳未満で生活習慣改善指導を受けることを希望する被保険者の方	●診察等 ●血圧測定 ●尿検査 ●糞便検査 ●血液学的検査 ●生化学的検査 ●心電図検査 ●胸部・胃部レントゲン検査	健診費用総額の 38% (最高6,843円)
付加健診	一般健診を受診する方のうち、40歳及び50歳の方で受診を希望する方	●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査	健診費用総額の 50% (最高4,583円)
乳がん検診	一般健診を受診する方のうち、50歳以上で偶数年齢の女子被保険者及び被扶養者である配偶者で受診を希望する方	●問診 ●乳房エックス線検査 (内外斜位方向撮影)	健診費用総額の 30% (最高1,036円)
	一般健診を受診する方のうち、40歳以上50歳未満で偶数年齢の女子被保険者及び被扶養者である配偶者で受診を希望する方	●触診 ●乳房エックス線検査 (内外斜位方向撮影 +頭尾方向撮影)	健診費用総額の 30% (最高1,610円)
子宮がん検診	一般健診を受診する方のうち、35歳以上で偶数年齢の女子被保険者及び40歳以上で偶数年齢の被扶養者である配偶者で受診を希望する方 20歳以上40歳未満で偶数年齢の女子被保険者で受診を希望する方	●問診 ●細胞診	健診費用総額の 30% (最高630円)
肝炎ウイルス検査	一般健診の対象者であり、35歳以上の方（過去にC型肝炎に関する検査を受けたことがある方を除く）のうち検査を希望する方など	●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査	健診費用総額の 30% (最高595円)
フォローアップ健診	一般健診の結果、血圧、脂質、肝機能及び代謝系の検査で指導区分が「2：わずかに基準範囲をはずれる」または「3：経過観察」と判定された方で、受診後3か月以上の生活習慣改善努力を実践し、その成果の測定を希望する方	●診察等 ●血圧測定 ●生化学検査	健診費用総額の 10% (最高575円)

★健診事業は予算の範囲で行っている事業です。予定人員に達すると健診が実施できない場合がありますのでご了承ください。
★この健診は年度内（4月～翌年3月）に、1人1回の受診に限り国の費用負担があります。

**無料です
保健師の健康相談!**

健診結果の見方や、健康づくりのアドバイスが受けられます。
健診を受けるだけでなく、健康相談を受けて、効果的な生活習慣病予防を!

●お申込み・お問い合わせは

 財団法人 社会保険健康事業財団新潟県支部

〒951-8113 新潟市中央区奇居町332番地
http://www.peare.or.jp/ TEL 025-229-4851・4852

財団法人 新潟県社会保険協会 平成19年度事業計画・予算 決まる

3月14日(水)新潟厚生年金会館に於て、153回理事会・121回評議員会を開催しました。会議では19年度の事業計画等について審議し、以下のとおり決定しました。

評議員の選出

市町村合併による、社会保険事務所管轄区域の変更が平成19年4月1日に行われることに伴い、支部管轄区域を変更し、支部選出評議員数が次のとおり変更された。

三条支部	8人以内から7人以内
新潟西支部	5人以内から6人以上

これを受けて、三条支部選出評議員「株式会社ボンピスコ 東 清文様」が退任。

新潟西支部から「株式会社ボンピスコ 東 清文様」が選出され承認された。

平成19年度事業計画

会員の理解と協力により、社会保険制度の趣旨普及と被保険者及び家族の厚生福利増進を図るため適切な事業を実施し、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

前記の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- 1 社会保険制度の趣旨普及
- 2 広報活動
- 3 社会保険制度に関する調査研究
- 4 社会保険制度の推進協力
- 5 健康の保持増進
- 6 社会保険相談の推進
- 7 協力団体への活動助成
- 8 保養施設の整備充実
- 9 健康づくりの事業の実施
- 10 健康へのアプローチ事業の実施
- 11 福祉増進事業の実施
- 12 (受託事業)高額医療費貸付事業の実施
- 13 (受託事業)出産貸付事業の実施
- 14 受託施設(にいがた社会保険センター・社会保険長岡健康管理センター・グリーンヒル山彦)の精算事務の実施
- 15 その他本会の目的達成上必要と認められる事業

平成19年度一般会計収支予算

科 目	金 額
I.事業活動収支の部	
1.<事業活動収入>	
基本財産運用収入	1,000
会費収入	140,439,000
雑収入	550,000
事業活動収入計	140,990,000
2.<事業活動支出>	
事業費支出	117,815,000
管理費支出	49,673,000
他会計繰入支出	3,000,000
事業活動支出計	170,488,000
事業活動収支差額	△29,498,000
II.投資活動収支の部	
1.<投資事業活動収入>	
投資活動収入	0
特定資産取崩収入	0
投資活動収入計	0
2.<投資活動支出>	
特定積立預金支出	3,100,000
投資活動支出計	3,100,000
投資活動収支差額	△3,100,000
III.予備費支出	3,302,000
当期繰越収支差額	0
前期繰越収支差額	35,900,000
次期繰越収支差額	0

財団法人 新潟県社会保険協会 所在地の変更について 下記住所に移転します

移転先

〒950-0087 新潟市中央区東大通1丁目2番25号 北越第一ビルディング6F
TEL 025-240-5337 FAX 025-290-3201 移転日 平成19年4月2日(月)

5月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
阿 賀 町 役 場	16(水)	10:30~14:30	柿 崎 商 工 会 館	16(水)	10:00~15:00
※1 トキのむら元気館	23(水)	13:30~15:30	阿賀野市水原公民館※2	16(水)	9:30~14:30
	24(木)	9:00~11:00		※2 村 上 市 役 所	9(水)
小 出 商 工 会	9(水)	10:00~15:00		23(水)	10:00~15:00
糸 魚 川 市 役 所	9(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター クロス10	10(木)	10:00~15:00
	23(水)	10:00~15:00		24(木)	10:00~15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

※1.佐渡地区の相談会場が「トキのむら元気館」(佐渡市新穂瓜生屋362-1)に変更になりました。

佐渡地区の時間(朱書)は受付時間です。

※2.村上市と阿賀野市の相談が予約制となります。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

予約連絡先 TEL.0254-23-2125 (新発田社会保険事務所 年金給付課)

ホームページは

社会保険相談日はホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。
新潟社会保険事務局ホームページ <http://www.sia.go.jp/~niigata/soudan.htm>

